

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638</a>

地主連合会作成「復帰対策事項」

秘密標記 (赤色)  
**秘**

アメリカ局長  
参事  
北米第一課

系規  
系規

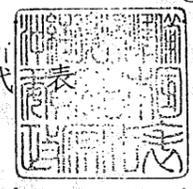
米保  
米保

第 186 号

昭和 45 年 9 月 17 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務  
高瀬 代



(件名) 軍用地地主連合会作成の「復帰対策  
事項 (役員会案)」の送付

引用公・電信  
日付・番号 9月17日付往電第360号

標記資料 4部 別添送付す。

3 印庶務係

付添添付  付添空便 (行)  付添空便 (DP)  付添船便 (貨)  付添船便 (郵)

本信送付先：  
本信写送付先：  
配付先：

- 要処理
- 事務官
- 方
- 海外調査
- 業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力子夕
- 局庶務



GA-3-1

2211

在外公館

在米大  
大分、施設等、村等、(手区) 等、

復 帰 対 策 事 項 ( 収 入 案 )

1 軍用地の地位協定移行方法について

回答 軍用地の移行については、施設権返還と同時に本土政府と個々の地主との間で新規に賃貸借契約を締結すべきである。

2 軍用地の解放（基地の整理縮小）について

回答 市町村の地域開発等を推進するために障害となつてゐる軍用地については、解放してもらいたい。

3 軍用地の接收に伴う運搬補償について

例：残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償等

回答 軍用地の接收に伴つて通常生ずる損失補償（例えば残地補償、隣接補償、離作補償、水利権補償など）については、補償されてないので、復帰までに生じたこれ等の損失に対しては、日米政府のいづれかが補償の責任を負うかについて、明確にし補償措置を講ずるべきである。

4 後元補償について

1950年7月1日前に形質変更された土地で、1961年7月1日以後解放された土地及び将来解放される土地の後元補償

回答 1950年7月1日以前から継続使用されて来てゐる軍用地で1961年6月30日までに解放されたものについては、米国の恩恵的措置により補償されたが、1961年7月1日以後解放された土地の後元補償について、米国は法的補償責任を拒否しており、また将来解放される土地についても、何らの救済措置がなされていないままになつてゐる。従つて、日米西政府においてその責任の所在を明確にするとともに速かに補償の実現を図つてもらいたい。

5 入会制限に伴う損失補償について  
従来、入会慣行によつて自由に立入つて木草、林野菜、新炭林等採取して来た国県有林野が、軍用地になつたため、これらの採取が制限又は禁止されることによつて生じた損失補償

○ 回答 米軍の演習場として立ち入り制限されている土地のほとんどは、従来入会慣行のある国県市町村有林野が主であるため、地域住民に大きな損失を与えてゐる。よつて、これらの人達の生活権擁護の立場から適切な補償措置を講じてもらいたい。

6 復帰までに未解決の土地裁判所訴訟事件について  
例：講和後の漁業補償、その他

○ 回答 現在、土地裁判所に訴訟中の事案として軍用地借賃に関するもの9,616件並びに講和後の漁業補償に関するもの16件が提起されているが、これらの事件が復帰までに解決されない場合はその処理について日米いずれの政府に処理義務があるかを明確にするとともに適正なる補償が得られるよう措置してもらいたい。

7 未払軍用地料について

回答 軍用地の未払地料については、復帰時までには適切な方法により、全額完済出来るような措置を講じてもらいたい。

○ 上記の方法によつてもなお未払の生ずる地料については、契約又は収用に係る地料の如何に拘らず、受償権者に代り地主の団体である軍用地地主会連合会（在団法人）が代理受償できるような特別措置を講じてもらいたい。

8 復帰後の軍用地料について

回答 沖縄における軍用地料は、布令布告並びに土地借賃安定法によつて評価されているため、過去25年に亘り莫大な損失を蒙つてゐる。従つて、復帰後は、

これらの損失を補償するとともに賃貸料の評価に当つては、次の諸条件による特別な措置を講じてもらいたい。

- 1、契約にあつては、如何なる理由があつても現行地料を上回ること。
- 2、位置増大の制限を受けている土地については、適正かつ妥当な方法による評価を図ること。
- 3、基地の密度が本土に比較して著しく高い状態にある沖繩の特殊事情を考慮すること。

9 黙認耕作地（一時使用許可地）について  
黙認耕作地の地料  
一時使用権

回答 沖繩の土地は、狭小である上、墾耕地の約40%に及ぶ土地が軍用地に接収されているため、ヤヒをえず、軍用地内の土地を利用し墾耕しなければならぬ実情にある。したがつて、復帰後も軍用地の一時使用権については、最大限に認めてもらつると同時に地料についても、現行通りの取扱いによる方法により措置してもらいたい。

10 地料の前払い又はそれに代る措置について

回答 現在の軍用地々主の殆んどは、零細地主であるほか代替地の補償のなのまま自分の土地をおわれ、借地又は借家を余儀なくされているため、多くの地主が資金融資の必要を切望している実情がある。よつて、全軍用地地主を対象とした特別な資金融資の制度を設けしてもらいたい。

11 非細分土地について  
その管理権と地料

回答 非細分土地については、現在布令146号により市町村にその管理権があり、その軍用地料も市町村に支払われている。復帰後においても市町村によるこれらの非細分地の管理及びその地料の受領が継続できるように措置してもらいたい。

12 国家総動員法により買収された国有地の返還について

- 回答 国家総動員法により強制的に買上げられたこの種土地は、買収代金の一部だけ  
受領した者、買収代金の全部を強制的に国債又は郵便貯金に振りむけられたた  
め、事実上の対価をうけていない者等、これら元所有者の損失ははかりしれない  
ものがある。従つて、接收当時目的達成後は元所有者にこれらの土地を優先的に  
引き下げるという約束がなされた通り、又国家総動員法の趣旨からも早急に元所  
有者又はその権利承継人に所有権の回復がなされるべきであり、その為の措置  
を講じてもらいたい。

○ 13 軍用地内の土地調査について

○ 所有権の明確化、所有権喪失者の救済

○ 回答 戦後の土地調査は、測量機具の不備や技術の未熟なものによつて測量がなされ  
たため、公簿公図にずさんな面があり、諸般の事情から多くの未申告者があり、  
所有権喪失者（公簿公図消滅）を生じせしめる結果をまねいている。よつて、  
早急に軍用地内の再測量を実施完了することによつて、所有区分を明確にする  
とともに所有権喪失者の権利回復の措置を講じてもらいたい。更に、復帰まで  
に処理することが困難な場合は、復帰時において、適切な救済措置を講じても  
らいたい。

14 滅失地の取扱いについて

○ 回答 軍用地内の滅失地については、現行法令上買上げ制度がないため、他の土地と同  
様賃貸借に基づき、地料の支払いがなされている。よつて、復帰後は適正な  
買上げ補償がなされるまで、従来通り他の軍用地と同様に賃貸借による取扱い  
ができるよう特別な措置を講じてもらいたい。

15 基地公害の対策について

回答 沖繩において殆んどの基地が、住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よって、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じてもらいたい。

16 基地交付金について

回答 膨大な土地が軍用地に接収されたため、関係市町村において、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従って、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立してもらいたい。

17 防衛施設局の設置について

回答 沖繩の米軍基地は、その規模、密度並びに内容において、本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。よって、復帰後の沖繩基地の管理運用にあたっては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局の設置をしてもらいたい。

秘密表示(未印)  
~~秘~~  
 秘  
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付			
属			

発送日 昭和45年9月28日  
 処理日  
 発信タイプ 検査

文書課長 (印) 分信案 (分類)

公信番号 米北 第 1264 号 公信日付 昭和 45 年 9 月 26 日

次長	主管	起案 昭和 45 年 9 月 17 日
政務次官	アメリカ局長?	
事務次官	参事官?	
外務審議官	北米才一課長	起案者 電話番号 416
外務審議官		
官房長		

協議先

受信者 在 米 牛場大使	発信者 保利 外務大臣 代理
-----------------	-------------------

写送付先 (希望發送日) 月 日

件名 公信転報 (軍用地地主連合会作成の「復帰対策事項」の送付)

GA-2 26 107 外務省 回覧番号

米北 第 1264 号  
 昭和 45 年 9 月 26 日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (軍用地地主連合会作成の「復帰対策事項」の送付)

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記

70年9月17日 米北 第 186 号

付 属 添 付

GA-4 外務省